

年齢階層別の影響額

年齢	世帯数	子ども	世帯人数	所得(平均値)	所得(中央値)	案	1世帯あたり課税額 (括弧内は平成 28 年度からの伸び率)		
							平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
20 歳台	6.79%	0.87%	1.18 人	458,193 円	0 円	A 案改	66,139 円(+8.02%)	68,719 円(12.23%)	71,274 円(+16.40%)
						B 案改	63,642 円(+3.94%)	67,595 円(+10.40%)	同上
						C 案	62,659 円(+2.33%)	65,683 円(+7.27%)	68,393 円(+11.70%)
30 歳台	9.42%	4.07%	1.60 人	999,263 円	600,173 円	A 案改	128,144 円(+11.08%)	132,773 円(+15.09%)	135,999 円(+17.89%)
						B 案改	120,614 円(+4.55%)	128,876 円(+11.71%)	同上
						C 案	117,450 円(+1.81%)	122,663 円(+6.33%)	126,846 円(+9.95%)
40 歳台	12.04%	6.93%	1.90 人	1,373,794 円	750,000 円	A 案改	187,516 円(+10.31%)	197,230 円(+16.02%)	206,015 円(+21.19%)
						B 案改	179,261 円(+ 5.45%)	192,502 円(+13.24%)	同上
						C 案	175,738 円(+3.38%)	184,972 円(+8.81%)	193,057 円(+13.57%)
50 歳台	12.53%	2.60%	1.63 人	1,354,982 円	709,200 円	A 案改	180,218 円(+6.24%)	189,890 円(11.94%)	200,522 円(+18.21%)
						B 案改	176,843 円(+4.25%)	187,878 円(+10.76%)	同上
						C 案	175,400 円(+3.40%)	184,859 円(+8.98%)	193,976 円(+14.35%)
60 歳～ 65 歳未満	7.02%	0.38%	1.52 人	1,397,443 円	573,253 円	A 案改	175,634 円(+2.91%)	184,349 円(+8.01%)	193,415 円(+13.32%)
						B 案改	176,032 円(+3.14%)	184,215 円(+7.93%)	同上
						C 案	176,250 円(+3.27%)	184,425 円(+8.06%)	193,004 円(+13.08%)
65 歳～ 70 歳未満	14.66%	0.28%	1.61 人	1,372,607 円	761,008 円	A 案改	163,643 円(▲1.22%)	172,230 円(+3.97%)	182,545 円(+10.20%)
						B 案改	167,959 円(+1.39%)	174,405 円(+5.28%)	同上
						C 案	169,836 円(+2.52%)	178,149 円(+7.54%)	186,962 円(12.86%)
70 歳以上	37.51%	0.64%	1.47 人	894,879 円	217,013 円	A 案改	112,991 円(▲1.01%)	118,100 円(+3.47%)	123,075 円(+7.82%)
						B 案改	115,854 円(+1.50%)	119,624 円(+4.80%)	同上
						C 案	117,248 円(+2.72%)	122,718 円(+7.51%)	128,074 円(+12.20%)
全体	100%	15.80%	1.56 人	1,095,303 円	460,000 円				

※年齢階層は世帯主(納税義務者)の年齢に基づき分類。10歳台は記載を省略。

※世帯数欄、子ども欄は、平成 29 年 5 月 31 日時点の、全体に占める割合。

※世帯人数は、その年齢層の世帯主の世帯に、世帯主を含め、何人の被保険者がいるかをあらわしている。

※所得(平均)、所得(中央)は平成 29 年 5 月 31 日時点(0.5 パーセント値を上回る所得者は所得を 0.5 パーセント値に置換。)

※各年度の税額は、平成 28 年度からの所得の伸び率を毎年 0.75 パーセント、資産の伸び率を毎年 3.2 パーセントとして計算。経年による年齢加算調整済み。

※「所得」とは基礎控除後の総所得金額等の世帯の合計

- C 案は、所得が低い 70 歳台の負担が最も高くなってしまふ。70 歳台は、収入が年金しかない被保険者がほとんどであり、医療費も高む年齢層であることから、なるべく負担の増を抑制しなければならない。
- A 案改は、30 年度、65～70 歳、70 歳以上の階層で減少し、31 年度においても増え幅は抑制されたものとなっている。
- A 案改は、30 歳～40 歳台の負担の増え幅が 30 年度、10%以上、31 年度 16%以上になっている。
- A 案改、B 案改は、全体として若い世代の負担が増え、高齢者世帯の負担が減る。高齢者の負担を減らした分が、若者に転嫁されているといえる。特に子育て世代である 40 代の負担増が著しい。

世帯の被保険者数別の影響額

(単位：円)

人数	割合	所得 (平均値)	所得 (中央値)	課税額 (平均値)	案	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1人世帯	62.85%	702,163 円	0 円	84,549 円	A案改	+292 円	+4,447 円	+8,554 円
					B案改	+1,512 円	+5,035 円	〃
					C案	+2,347 円	+6,595 円	+10,651 円
2人世帯	24.89%	1,745,024 円	1,010,019 円	186,514 円	A案改	+3,952 円	+12,487 円	+20,885 円
					B案改	+4,659 円	+12,782 円	〃
					C案	+5,021 円	+13,911 円	+22,297 円
3人世帯	7.56%	2,319,491 円	1,435,901 円	253,525 円	A案改	+20,163 円	+33,037 円	+45,742 円
					B案改	+12,176 円	+28,935 円	〃
					C案	+7,823 円	+20,903 円	+33,362 円
4人世帯	3.35%	3,096,263 円	2,233,935 円	338,453 円	A案改	+39,115 円	+57,074 円	+74,611 円
					B案改	+20,261 円	+46,727 円	〃
					C案	+11,478 円	+29,713 円	+46,921 円
5人以上の世帯	1.35%	5,248,178 円	2,976,920 円	426,514 円	A案改	+43,948 円	+63,545 円	+82,479 円
					B案改	+24,034 円	+53,576 円	〃
					C案	+13,054 円	+32,578 円	+51,012 円

※割合欄は平成 29 年 5 月 31 日現在の世帯人数ごとの構成割合。※項目ごとの注意書きは前ページに準じる。

(単位：%)

人数	10 歳台	20 歳台	30 歳台	40 歳台	50 歳台	60 歳以上 65 歳未満	65 歳以上 70 歳未満	70 歳以上	合計
1 人	0.04%	6.01%	6.59%	7.04%	8.16%	4.45%	7.51%	23.05%	62.85%
2 人	0.00%	0.44%	1.08%	1.72%	2.13%	1.84%	5.68%	12.01%	24.89%
3 人	0.00%	0.24%	0.94%	1.49%	1.25%	0.50%	1.17%	1.96%	7.56%
4 人	0.00%	0.10%	0.56%	1.24%	0.78%	0.16%	0.20%	0.32%	3.35%
5 人以上	0.00%	0.01%	0.25%	0.53%	0.22%	0.07%	0.08%	0.20%	1.35%
合計※	0.04%	6.79%	9.42%	12.04%	12.53%	7.02%	14.66%	37.51%	100.00%

※端数処理のため合計が合わない場合がある。

- 1 世帯あたりの被保険者数は、1.56 人 (前頁)。
- 2 人以下の世帯が全体の約 88%。
- A案改は、初年度において 4 人以上の世帯への影響が大きい。
- C案は 32 年度以降、3 人以上の世帯への影響を抑えられるが、2 人以下の世帯への負担が増えてしまう。
- B案改はどの人数の世帯でも影響が適度に抑制されまた 32 年度までの 3 カ年の推移も最も抑制されている。
- 3 人以上の世帯は子育て世代である 40 歳台が最も多い (3.26%)

モデル世帯による比較

		年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
モデル 1 [7 割軽減世帯・固定資産なし] 1 人世帯,60 歳,給与収入 0~98 万円	A 案改			12,200 円	13,500 円	14,800 円
	B 案改		12,700 円	13,200 円	14,100 円	〃
	C 案			13,700 円	14,900 円	16,200 円
モデル 2 [5 割軽減世帯・固定資産なし] 1 人世帯,50 歳,給与収入 98.5 万円	A 案改			21,000 円	23,100 円	25,300 円
	B 案改		21,600 円	22,600 円	24,100 円	〃
	C 案			23,300 円	25,400 円	27,500 円
モデル 3 [2 割軽減世帯・固定資産なし] 1 人世帯,40 歳,給与収入 125.5 万円	A 案改			60,600 円	64,800 円	69,000 円
	B 案改		58,700 円	61,000 円	65,100 円	〃
	C 案			61,300 円	65,400 円	69,400 円
モデル 4 [50 代夫婦・固定資産なし] 2 人世帯,50 歳,夫婦給与収入 400 万円(夫)	A 案改			250,000 円	261,000 円	271,800 円
	B 案改		215,000 円	227,000 円	248,300 円	〃
	C 案			217,100 円	228,100 円	238,300 円
モデル 5 [団塊の世代の世帯・固定資産あり] 63 歳夫婦の 2 人世帯,事業所得 250 万円(夫)、固定資産税 70,000 円	A 案改			301,600 円	316,300 円	330,800 円
	B 案改		287,500 円	295,300 円	312,000 円	〃
	C 案			293,600 円	308,300 円	322,100 円
モデル 6 [3 人ファミリー・固定資産なし] 41 歳夫婦と子 1 人,事業所得 300 万円(夫)給与収入 103 万円(妻)	A 案改			387,900 円	407,400 円	426,700 円
	B 案改		330,900 円	354,200 円	388,800 円	〃
	C 案			339,300 円	358,700 円	377,200 円
モデル 7 [多子世帯・固定資産あり] 49 歳夫婦,18 歳未満の子 3 人,所得 370 万円,固定資産税 70,000 円	A 案改			514,700 円	542,600 円	570,500 円
	B 案改		446,500 円	476,200 円	520,700 円	〃
	C 案			459,400 円	487,000 円	513,500 円

※40 歳以上 65 歳未満は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分のほかに、介護納付金分が加算される。

※給与収入 98 万円は、給与所得控除 65 万円と基礎控除 33 万円が所得控除されるので、所得割が課されないライン。

給与収入 103 万円は、給与所得 5 万円となり、所得割がかかる。

給与収入 400 万円は、給与所得 266 万円となる。

※軽減判定所得は以下のとおり。

7 割軽減…33 万円

5 割軽減…33 万円+27 万円×被保険者数 (被保険者数には、特定同一世帯所属者 (後期高齢者医療制度に移行した旧被保険者のこと) を含む。)

2 割軽減…33 万円+49 万円×被保険者数

これまでに寄せられたご質問と回答

<p>Q1 赤字削減しないと国・県の負担金や補助金は減らされるのか？</p>	<p>A1 各市町村は、国から赤字となっている要因の分析を行い、赤字解消計画を策定するよう求められております。しかし赤字解消計画は未だ、どのように策定していくべきか、方向性が示されておられません。 平成 30 年度からは、医療費適正化等のために、保険者努力支援制度が開始されます。これは、収納率や医療費適正化等に努力している各保険者ほど、より多くの交付金がもらえるインセンティブを持たせた制度となっています。</p>
<p>Q2 調整交付金の仕組みが変わるのか？</p>	<p>A2 現在の普通調整交付金は、医療費や所得が低い市町村は多くもらえる仕組みで、医療費抑制に努力している市町村は、余り評価されておられません。このため、30 年度からは、普通調整交付金は都道府県間の所得格差の是正のみを役割とするように変更されます。</p>
<p>Q3 赤字要因の分析はどんなところか？</p>	<p>A3 平成 28 年度の予定収納率は、89.28%であったのに対し、決算は 89.98%でした。収納率から見ますと、むしろ決算ではプラスとなっております。赤字の元々の原因としましては、現在の税率設定が低い（県内 40 市中 30 位）ためと考えられます。</p>
<p>Q4 赤字解消には、増税しかないのか、特定健診・人間ドック等保健事業の改善もやるべきでは</p>	<p>A4 被保険者への負担増だけでなく、保険者の予防事業による医療費抑制の努力も重要であると認識はしております。保健事業の推進や収納率の向上も併せて推進してまいります。</p>
<p>Q5 収納率向上対策・保険の使用適正化等の努力をすれば、赤字縮減は図られると思うが、やらないのか？</p>	<p>A5 収納率向上対策を講じれば、増税幅をある程度抑制出来ると思いますが、現在の本市の税率であると仮に 100%の収納率でも 5 億近くの赤字となる試算となっております。しかし、市の収納率向上に対する努力もなしに被保険者へ税率改定を求めても被保険者の理解を得ることは難しいと考えますので、市としましては、ペイジーの導入や口座振替原則化の条例化・口座振替推進キャンペーンの実施等を検討していきたいと考えております。</p>
<p>Q6 今回事務局作成資料の予定収納率が毎年下がっているのは？</p>	<p>A6 一般的に税率改定後は、収納率が下がる傾向があります。近隣のふじみ野市が 2 方式と合わせて値上げを実施した際には、収納率が約 0.8%下がっているとの事からそれを参考に今回試算させていただきました。収納率は過去 3 年間平均で計算しております。(毎年 0.8%減ではありません) また、今回は収納努力による収納率は含んでおりません。</p>
<p>Q7 保険税完納者で、保険を使っていない人へのキャッシュバック等の考えはあるか</p>	<p>A7 今までにもそのような意見等がありましたが、キャッシュバックを目的としたことにより、受診を控えたことがあってはいけないとの考えのもと見送っていた経緯もございます。しかし、収納対策としては意義があるものと思います。受診を控えることなく納付意欲の向上に繋がるような施策も検討して参ります。</p>